

IV. 資料 (調査票)

令和7年（2025年）労働条件実態調査への御協力をお願いします

令和7年7月
滋賀県

平素は本県の労働行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、滋賀県では、民営事業所で雇用されている労働者の方々の労働条件を明らかにすることにより、雇用管理等の改善と労使関係の安定を図るための基礎資料を作成することを目的に統計法（平成19年法律第53号）に基づく届出統計として「労働条件実態調査」を実施しております。

本調査の対象事業所として、従業者10人以上の事業所から産業別、規模別に無作為で1,000社を選びましたところ、本年は貴事業所に調査への御協力をお願いすることとなりました。回答された内容については、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、御多忙中のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解いただき、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

1. 企業全体ではなく、この調査票の送付先である貴事業所のみの状況についてご記入ください。（調査対象が本店となっている場合は、本店のみについてご記入ください。）
なお、貴事業所のみで判断できない項目や把握できない項目については、お手数ですが本店等にご確認のうえ回答してください。
2. 調査時点は特に断りのない限り令和7年（2025年）6月30日現在です。
3. この調査でいう「制度」とは、労働協約、就業規則等に明示されているものだけでなく、多年にわたる実績があり、現在、慣行として行われているものも含まれます。現在の慣行が就業規則等に明示されているものと異なっている場合には、現在の慣行の方についてご記入ください。
4. 回答につきましては、7月31日（木）までに下記のいずれかの方法により回答してください。
 - （1）別添の回答用紙による回答方法
別添の回答用紙にご記入いただき、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて投函してください。
 - （2）Webによる回答方法
詳しくは下記県ホームページ内に回答方法を掲載しております。



<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/17042.html>

5. 事業所を閉鎖されたり、休業中の場合は、お手数ですがご連絡願います。

お問合せ先

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課
労政福祉係：中村
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL：077-528-3751
E-mail：fe0001@pref.shiga.lg.jp

※調査結果は令和8年3月に県ホームページに掲載して公表する予定です。

【基本事項】

設問01. 貴事業所の事業内容は何ですか。

※企業全体ではなくこの調査票をお送りしている事業所の事業内容を記入してください。

※複数該当する場合は、主たる業務を1つだけ選んでください。

《事業内容》

1. 建設業
2. 製造業
3. 運輸業（倉庫業など、運輸に付帯するサービス業を含む）・情報通信業
4. 卸売・小売業
5. 金融・保険業
6. 飲食サービス業、宿泊業
7. 医療、福祉
8. 教育、学習支援業
9. サービス業（駐車場業、娯楽業、自動車整備業、廃棄物処理業、宗教を含む）

設問02. 貴事業所の正規社員、非正規社員および派遣労働者はそれぞれ何人ですか。回答用紙の所定欄にご記入ください。該当する方がいない場合は0を記入してください。
また、正規社員については事務職、事務職以外の内訳人数も記入してください。

※企業全体ではなく、この調査票をお送りしている事業所について回答してください。

※非正規社員とは、「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」「臨時社員」など呼び方は異なっても、正規社員としてあてはまらない場合に該当します。なお、「派遣労働者」は除いてください。

※事務職とは、課長相当職以上の職務にある人の監督を受けて行う、庶務・文書・人事・調査・企画・会計等の仕事や、他の業務（例 生産や営業販売等）に付随する事務の仕事とします。

《労働者数》

	正規社員数	内 訳		非正規社員数	派遣労働者数
		事務職	事務職以外		
男性	人	(人)	(人)	人	人
女性	人	(人)	(人)	人	人
合計	人	(人)	(人)	人	人

設問03. 貴事業所において係長以上の管理職はそれぞれ何人ですか。回答用紙の所定欄にご記入ください。該当する方がいない場合は0を記入してください。

※管理職には企業の組織形態の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

※部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、どの役職に該当するか適宜判断してください。

《管理職者数》

	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職
男性	人	人	人	人
女性	人	人	人	人
合計	人	人	人	人

【労働組合】

設問04. 貴事業所には、労働組合がありますか。

《労働組合》

1. ある →設問05へ

2. ない →設問06へ

※ 設問04で「1」と答えた事業所のみ回答してください。

設問05. 労働組合には、正規社員以外の従業員も加入していますか。

《正規社員以外の従業員》

1. 加入している

2. 加入していない

【休日・休暇制度】

※休日・休暇制度については、正規社員を対象とします。正規社員がおられない事業所についてはこの項目は記入不要です。→設問11へ

設問06. 貴事業所の就業規則等による週休制は、どのような形態ですか。

《週休制の形態》

1. 週休1日制

2. 週休1日半制

3. 完全週休2日制

4. その他の週休2日制（月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制）

5. その他（月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いもの）

設問07. 貴事業所の年間休日総数は何日ですか。

※就業規則等で年間休日総数を定めていない場合には、最も多くの正規社員に適用されている休日数を選んでください。

《年間休日総数》

1	2	3	4	5	6	7	8
69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120～129日	130日以上

設問08. 貴事業所の最近1年間の年次有給休暇の付与および取得状況について、正規社員1人当たりの平均日数を回答用紙の所定欄に記入してください。

- ※「最近1年間」とは、年休を付与する区切りとしている期間（年休年度）で、令和7年6月30日までに終了したものとします。
- ※「平均付与日数」は当該年度内に新たに付与された年次有給休暇の日数の平均です（繰越日数は除く）。
- ※「平均取得日数」は実際に取得した年次有給休暇の日数の平均です。
- ※年度の途中で入・退社された方は除いてください。
- ※小数点以下第1位を四捨五入してください。

《1年間の年次有給休暇》

平均付与日数 日
(繰越分を除く)

平均取得日数 日

設問09. 貴事業所では、年次有給休暇を時間単位もしくは半日単位で取得する制度がありますか。

《年次有給休暇の取得単位》

1. 時間単位の取得を認めている
2. 半日単位の取得を認めている
3. 時間単位・半日単位の両方の取得を認めている
4. いずれも認めていない

設問10. 貴事業所では、年次有給休暇以外の有給休暇制度がありますか。該当する番号をすべて選んでください。

《その他の休暇制度（複数回答）》

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1. リフレッシュ休暇 | 9. 私傷病休暇（病気休暇） |
| 2. ボランティア休暇 | 10. 慶弔休暇（冠婚葬祭休暇） |
| 3. メモリアル休暇 | 11. 裁判員休暇 |
| 4. 夏季休暇 | 12. ドナー休暇 |
| 5. 教育訓練休暇 | 13. 犯罪被害者のための休暇 |
| 6. 学校等行事休暇 | 14. その他（ ） |
| 7. 配偶者出産休暇 | 15. 特になし |
| 8. 不妊治療休暇 | |

- ※「リフレッシュ休暇」とは、職業生活の節目に労働者のリフレッシュを目的として勤続年数など一定の要件に合致する労働者に付与する有給の連続休暇をいいます。
- ※「ボランティア休暇」とは、各種の社会貢献活動を行う労働者に付与する有給の休暇をいいます。
- ※「メモリアル休暇」とは、本人の誕生日や結婚記念日など記念になる日に付与する有給の休暇をいいます。
- ※「夏季休暇」とは、一般的に7～9月の夏季の期間に付与する有給の休暇をいいます。
- ※「教育訓練休暇」とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に付与する有給の休暇をいいます。
- ※「学校等行事休暇」とは、労働者の子の在籍する学校等が実施する行事（入学式など）であって、その子に係るものに出席する労働者に付与する有給の休暇をいいます。
- ※「配偶者出産休暇」とは、妻が出産した場合の夫に対して付与する有給の休暇をいいます。

- ※「不妊治療休暇」とは、妊娠のため医学的措置が必要である労働者に付与する有給の休暇をいいます。
※「私傷病休暇（病気休暇）」とは、労働者自身の業務外でのけがや病気の治療のために付与する有給の休暇をいいます。
※「慶弔休暇（冠婚葬祭休暇）」とは、結婚、新婚旅行、忌引きなどの理由により労働者に付与する有給の休暇をいいます。
※「犯罪被害者のための休暇」とは、犯罪行為により被害を受けた被害者およびその家族等に対して、被害回復のために付与される有給の休暇をいいます。

【労働時間】

設問 1 1. 貴事業所では労働時間短縮のための取組みを実施していますか。該当する番号をすべて選んでください。

《労働時間短縮のための取組み（複数回答）》

1. 年次有給休暇の取得促進
2. 年次有給休暇の付与日数の増加
3. 半日単位や時間単位の年次有給休暇の導入
4. 連続休暇制度の導入・拡大（年次有給休暇を活用する場合は「1」）
5. 変形労働時間制の導入・活用（フレックスタイム制を含みます）
6. 週休制の改善
7. 朝型勤務の導入
8. 長時間労働抑制について経営トップがメッセージを発信
9. ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定
10. 業務の計画・内容、要員計画の見直し
11. その他（ ）
12. いずれも実施していない

※「朝型勤務」とは、明るい時間が長い夏の時期に就業時間を早めに繰り上げて設定する制度です。

設問 1 2. 年次有給休暇の取得促進のために実施されている取組みがあれば、すべて選んでください。

《年次有給休暇の取得促進のための取組み（複数回答）》

1. 年次有給休暇の取得促進について経営トップがメッセージを発信
2. 年次有給休暇を利用した連続休暇制度の導入・拡大
3. 年次有給休暇の計画的付与の実施
4. 休暇・休業時の業務フォローアップ体制の構築
5. 年次有給休暇の残日数を社員に通知
6. 使用者からの、年次有給休暇の取得時季指定をするための意見聴取および就業規則の改定
7. その他（ ）
8. 特になし

設問 1 1 「5」に該当する場合 → [設問 1 3 へ](#)
設問 1 1 「5」に該当しない場合 → [設問 1 4 へ](#)

設問25. 貴事業所の女性の管理職登用はどのような状況ですか。

《女性の管理職登用の状況》

1. 進んでいる
 2. ある程度進んでいる
 3. あまり進んでいない
 4. 進んでいない
- } → 設問27へ
- } → 設問26へ

※ 設問25で「3」または「4」を選んだ事業所のみ回答してください。

設問26. 女性の管理職登用が進まない理由としてあてはまるものをすべて選んでください。

《女性の管理職登用が進まない理由》

1. 必要な知識、経験、判断力等を有する女性がない
2. 女性管理職の育成ノウハウが足りない
3. 結婚や育児を理由に退職する女性が多い
4. ロールモデルとなる先輩女性社員がない
5. 時間外労働が多い、深夜業がある、全国転勤があるなど勤務形態に無理がある
6. 家庭責任を多く負っているため、管理職との両立が難しい
7. 男性管理職・男性従業員の女性管理職に対する理解が足りない
8. 女性自身が管理職となることを希望しない
9. 女性が少ない、いない
10. 従業員が少なく、性別に関係なく管理職のポストが少ない
11. その他 ()

設問27. 貴事業所では、女性特有の健康課題に対して法令で義務付けられている措置の他に取組みを実施していますか。

※「女性特有の健康課題」には、月経における課題（PMS等）、妊娠・出産における課題、更年期障害における課題等があります。その中で、女性労働者の妊娠・出産時における職場での健康管理については、労働基準法（母性保護規定）、男女雇用機会均等法（母性健康管理の措置）にて、産前・産後休業、妊婦の軽易業務転換の他、事業主に義務付けられている措置があります。（参考：働く女性の心とからだの応援サイト（厚生労働省））

《女性特有の健康課題に対する取組みの実施（法令で義務付けられている措置を除く）》

1. 実施している → 設問28へ
2. 実施していない → 設問29へ

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）経営】

※「ワーク・ライフ・バランス」とは「仕事と生活の調和」のことです。「仕事と生活の調和」が実現した社会では、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるとされています。

設問36. 貴事業所において、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するために実施している取組みはありますか。または、現在は実施していないが、今後、実施したい取組みはありますか。①～⑩のすべてについて、該当する番号を選んでください。

《ワーク・ライフ・バランスに関する取組み》

	実施している	実施していない	
		今後実施したい	今のところ考えていない
① 労働時間削減の取組み	1	2	3
② 年次有給休暇取得推進	1	2	3
③ 従業員の心身の健康支援	1	2	3
④ 従業員の自己啓発支援	1	2	3
⑤ 出産・育児支援	1	2	3
⑥ 介護支援	1	2	3
⑦ 在宅勤務などの多様な働き方支援	1	2	3
⑧ 従業員の地域活動支援	1	2	3
⑨ 家族への職場紹介・参加等	1	2	3
⑩ その他（ ）	1	2	3

①～⑩のいずれかが「1」（実施している）に該当する場合は設問37へ

①～⑩がすべて「2」または「3」（実施していない）に該当する場合は設問39へ

